上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は戸籍法(昭和22年 法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に 登録をした人に対し、その交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。) を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害 の防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 住民基本台帳法の規定により交付される住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、除かれた住民票の写し、除かれた住民票に記載をした事項に関する証明書及び除かれた戸籍の附票の写し
 - (2) 戸籍法の規定により交付される戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書
- 2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる人及び団体をいう。
 - (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する人の代理人
 - (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する人又は団体
 - (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する人の代理人
 - (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。以下同じ。)(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する人又は団体(対象者)
- 第3条 本人通知制度の対象となる人は、次の各号のいずれかに該当する人とする。
 - (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている人 (除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている人を含む。)
 - (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍(除かれた戸籍を含む。) に記載されている人
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した人又は失踪の宣告を受けた人は、対象としない。 (事前登録の申込み等)
- 第4条 本人通知制度の利用を希望する人(以下「申込者」という。)は、あらかじめ上越

市本人通知制度事前登録申込書(第1号様式)により、市長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者は、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 事前登録の申込みを代理人によりしようとするときは、前項の書類のほか、次の各号に 掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならな い。
 - (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができるときは、これを省略することができる。
 - (2) 法定代理人以外の人 委任状
- 4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達 に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若し くは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、 事前登録の申込みをすることができる。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき。

(事前登録)

第5条 市長は、事前登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿に登録するものとする。

(事前登録の変更等)

- 第6条 前条の規定により登録者名簿に登録された人(以下「事前登録者」という。)は、 氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようと 変更 するときは、上越市本人通知制度事前登録 届出書(第2号様式)により市長に届け出 廃止 なければならない。
- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。 (本人通知)
- 第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したとき は、上越市住民票の写し等交付通知書(第3号様式)により当該事前登録者にその旨を通 知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 戸籍法第10条の2第5項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)に規

定する業務に係る請求により交付したとき。

- (2) その他市長が認める特別な理由に基づく請求により交付したとき。
- 2 前項の通知書には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分

(事前登録の廃止)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を廃止するものとする。
 - (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
 - (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
 - (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
 - (4) 虚偽の申込みにより事前登録があったとき。
 - (5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年9月19日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市住民票の写し等の 第三者交付に係る本人通知制度実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正 を加えて、改正後の上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱に規 定する様式の相当する様式として使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(表面)

上越市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

(宛先) 上越市長

			住所	
申	込	者	氏 名	
			連絡先電話 () 番号	
(□12 V.。)	申込者の区分 チェックをして	くださ	□1 本人通知制度の利用を希望する人(本人) □2 1の人の法定代理人(□未成年者の法定代理人 □成年被後見人の法定代理人) □3 1の人の代理人(委任状のある人)	. `
る書類	の本人であること (提示、又は提出 ェックをしてくた	する書)

次のとおり上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定により、事前登録を申し込みます。

本人通知を希望す	フリガナ		
る人の氏名(住民			
票の写し等に記載			
のある人)			
生 年 月 日		年 月 日	
住 所			
本籍		筆頭者	
		□住民票の写し □除かれた住民票の写し	ロナヨの
	住民票	□住民票の記載事項証明書	□左記の 全て
通知を希望する住		□除かれた住民票の記載事項証明書	主
民票の写し等の種	等の種 デルー エ	□戸籍の附票の写し	□左記の
類	附票	□除かれた戸籍の附票の写し	全て
		□戸籍の謄抄本 □除かれた戸籍の謄抄本	□左記の
	戸 籍	□戸籍の記載事項証明書	全て
連絡先電話番号		()	

備考

- 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 2 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 申込者の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - (2) 申込者が法定代理人の場合は、(1)の書類のほか、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本等)。ただし、市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができる場合は、省略することができます。
 - (3) 申込者が代理人(法定代理人以外)の場合は、(1)の書類のほか、委任状
- 3 登録者名簿への登録は、原則として申込受付日の翌日となります。

上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、<u>住民票の写し等</u>を<u>第三者</u>に交付した場合において、事前に登録をした人 (以下「事前登録者」といいます。)に対し、その交付の事実を通知するものです。
 - ○「<u>住民票の写し等</u>」とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本及び戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書をいいます。
 - ○「第三者」とは、次に掲げる人又は団体をいいます。
 - ・事前登録者又は事前登録者の同一世帯員等(住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人、 その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。)の代理人
 - ・事前登録者、事前登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの(国及び地方公共団体の機関を除きます。)
- 2 事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前 登録をしていなければ通知の対象にはなりません。
- 3 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申込みは、制度を利用しようとする人が次のいずれかに該当するときにすることができます。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき。
- 4 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに第三者の区分(事前登録者の代理人、代理人以外の第三者(個人又は法人))です。
- 5 氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたときは、届出をしてください。 届出がない場合は、通知書を送付することができない場合があります。また、事前登録を 廃止しようとするときも届出をしてください。
- 6 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は虚偽の申込みにより 事前登録があったときは、事前登録を廃止します。

変更 上越市本人通知制度事前登録 届出書 廃止

年 月 日

(宛先) 上越市長

			住	所			
届	出	者	氏	名			
		ſ	連絡	先電話			
		ļ	番号				
届出者の区分 (□にチェックをしてくださ い。)			□ 1 □ 2 □ 3	1 の <i>丿</i> □成年初	人の法定代理 皮後見人の海	年者の法定代理	人、
る書類	の本人であること (提示、又は提出 ェックをしてくだ	する書			<i>号カード</i> 午証 □)

次のとおり上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条第1項

の規定により、事前登録の を届け出ます。

廃止

事前登録の内容の変 更又は登録の廃止を する人の氏名		の変とを	フリガナ				
生 年	月	田		年	月	日	
住		所					
登録内容 の変更	変更	前					
	変更	後					

備考

- 1 「登録内容の変更」の欄には、登録内容(氏名、生年月日、住所、本籍、筆頭者、通知を希望する住民票の写し等の種類、連絡先電話番号)の変更について記載してください。
- 2 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 届出者の本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - (2) 届出者が法定代理人の場合は、(1)の書類のほか、法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本等)。ただし、市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができる場合は、省略することができます。
 - (3) 届出者が代理人(法定代理人以外)の場合は、(1)の書類のほか、委任状

上越市住民票の写し等交付通知書

第 号年 月 日

様

上越市長

次のとおり事前登録をした人の住民票の写し等を第三者に交付しましたので、上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

事前登録者					
交付年月日		年 月 日			
		□住民票の写し	通		
	住民票	□除かれた住民票の写し	通		
	住 仄 示	□住民票の記載事項証明書	通		
交付した住民票		□除かれた住民票の記載事項証明書	通		
の写し等の種別	附票	□戸籍の附票の写し	通		
及び通数		□除かれた戸籍の附票の写し	通		
		□戸籍の謄抄本	通		
	戸 籍	□除かれた戸籍の謄抄本	通		
		□戸籍の記載事項証明書	通		
	□事前	登録者等の代理人 ※1			
交付請求者(第	□代理				
三者) の区分	□個。	人(□八士業 □八士業以外)			
	□法。	会人(□八士業 □八士業以外)			

備考

- 1 本通知書は、事前登録をした人(以下「事前登録者」といいます。)の住民票の写し 等を第三者に交付したことを通知するものです。
- 2 ※1の「事前登録者等の代理人」とは、事前登録者又は事前登録者の同一世帯員等 (住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付に あっては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。)の代 理人をいいます。
- 3 ※2の「代理人以外の第三者」とは、事前登録者、事前登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの(国及び地方公共団体の機関を除きます。)をいいます。また、「八士業」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。
- 4 「交付年月日」は、住民票の写し等を窓口で交付した日又は郵便で送付した日です。
- 5 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の 規定により開示請求をすることができます。なお、同法の規定により開示される情報は、 制限されることがあります。
- 6 詳しくは、上越市役所 課(電話 -)までお問い合わせ ください。